

議員待遇についての

各議員からの意見及び提出資料

## 議員待遇について

議席番号 2 番 常盤繁範

待遇については、令和 3 年 5 月 18 日提案、令和 3 年 7 月 20 日提案説明のとおり、「議会議員のあり方について」提案を基点として待遇・処遇について意見いたします。

なお、「現議員任期満了までに関係法令、議会基本条例、諸制度の制定・改定」を求めておりましたが、全体協議の中で優先順位を最後にされておりますので、現議員任期中の取りまとめは困難であり、任期にこだわることなく継続して協議を行っていくことを求めます。 別添 河合町議会議員の存り方について共同提案(説明)別添資料①

### 1、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正」する法律案

(令和 3 年 6 月 16 日公布)議案要旨 4 項、6 項に基づく提案

①議案要旨 4 項「国及び地方公共団体は、公選による公選等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の環境の整備を行うものとする。」に基づき。

・所定の勤務時間が定められていない議員の職務を鑑み、「一つの職種として町が提供する行政サービスを受けることができる」とする。

例)幼稚園利用⇒保育園、学童保育、介護保険制度ケアプラン変更等々。

- ・兼業を前提として、土日議会・夜間議会の実施。
- ・協議会・説明会の Web 活用の出席(オンライン会議参加)ができることとする。

※将来的には、特別委員会・本会議も可能とする。

2、議案要旨 6 項「国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。」に基づき。

・公立小中学校、私立高校生徒を対象とした「こども議会」の開催を定期的・継続的に実施する。なお、傍聴者はその保護者を優先する。

・町内高齢者を募集し、「シニア議会」の開催を定期的・継続的に実施する。

※上記 2 点については、一般質問形式(質問書事前通告制)、答弁者は議会議員。

①河合パートナーフェロー制度の拡充として、議会事務局のフェローを募集。

※町民に議会活動の認知推進、議会議員人材育成の一助としての意義とする。

### 3、その他

・現制度の議員 1 人につき、年度 10 万円の研修費支弁要件を拡充し、「議員の活動報告配布費用」を上限設定し適用できることとする。

・上記の「議員の活動報告配布」を年度定例議会回数 4 回に順じて、義務(もしくは努力目標)とする。

・議会議員活動の可視化推進のため、所定に定めた数値化できる内容を半期ごと(6 か月)に議会だより等で一覧として開示する。

例)一般質問、議員の活動報告配布、充て職の活動状況、所定の会議出席状況等々。

以上

[トップ](#) > [議案情報](#)

[議員情報](#)

[今国会情報](#)

[ライブラリー](#)

[附帯決議](#)

[会議録情報](#)

[議題](#)

[質問主意書](#)

[参議院公報](#)

[参議院のあらし](#)

[国会体験・見学](#)

[国際関係](#)

[調査室作成資料](#)

[参議院憲法中継](#)

[特別体験プログラム](#)

[キッズページ](#)

## 議案情報

令和3年6月16日現在

第204回国会（常会）

[付託委員会等別一覧はこちら](#)

各国会回次ごとに提出された法案等をご覧ください。

### 議案審議情報

件名	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案		
種別	法律案（参法）		
提出回次	204回	提出番号	34
提出日	令和3年6月8日		
衆議院から受領／提出日	令和3年6月9日		
衆議院へ送付／提出日	令和3年6月9日		
先議区分	本院先議		
継続区分			
提出者	内閣委員長		
提出者区分	委員会発議		

### 参議院委員会等経過

本付託日  
付託委員会等  
議決日  
議決・継続結果

### 参議院本会議経過

議決日 令和3年6月9日  
議決 可決  
採決態様 全会一致  
採決方法 起立

### 衆議院委員会等経過

本付託日 令和3年6月9日  
付託委員会等 内閣委員会  
議決日 令和3年6月9日  
議決・継続結果 可決

別添 令和3年7月20日

共同提案文書(説明)

河合町議会議員の在り方について共同提案(説明)

令和3年7月20日

河合町議会議員 西村 潔

大西 孝幸

枚本 光清

梅野 美智代

森光 祐介

常盤 繁範

令和3年5月18日議員懇談会において、ご提案いたしました。

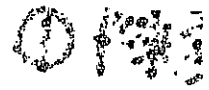
「河合町議会議員の在り方について」共同提案のご説明をいたします。

河合町議会基本条例前文にあるように、町民ニーズが多様化・高度化する中で、最良の決定をなす使命が課されており、議会議員においても様々な環境の方々を政治参画させるため議員待遇について検討する必要性があると考えます。

別添資料①のように令和3年6月16日公布された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正」する法律案。議案要旨4項、6項について、地方公共団体議会は男女共同参画について、検討する必要性があると考えます。

よって、町民の意見を求めることを前提とし、別添資料②のように段階を経て、待遇面の検討を別添資料③のようなスケジュールを定めて協議を進め、必要に応じて、現議員任期満了までに関係法令、議会基本条例、諸制度の制定・改定を行いたく、提出いたしました。まずは、全議員で協議を進めるご採択を求めます。

以上



衆議院本会議経過

議決日	令和3年6月10日
議決	可決
採決趣様	全会一致
採決方法	異議の有無

その他

公布年月日	令和3年6月16日
法律番号	67

議案要旨

(内閣委員会)

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)(参第三四号)要旨

本法律案は、政治分野における男女共同参画をより一層推進するため、政党その他の政治団体が自主的に取り組むよう努める事項の例示として政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善等を規定するとともに、性的な言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決を図るための必要な施策を講ずる旨の規定の新設その他の国及び地方公共団体の施策の強化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体(以下「政党等」という。)が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。
- 二、政党等が自主的に取り組むよう努める事項の例示に、当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定のほか、公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成並びに当該政党等に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決を規定する。
- 三、国及び地方公共団体の実態の調査及び情報の収集等の対象として、政治分野における男女共同参画の推進に当たっての社会的障壁の状況を規定する。
- 四、国及び地方公共団体は、公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の環境の整備を行うものとする。
- 五、国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 六、国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。
- 七、この法律は、公布の日から施行する。

議案要旨のPDFファイルを見る場合は、こちらでご覧いただけます。

議案等のファイル

- 提出法律案のPDFファイルは、こちらでご覧いただけます。
- 成立法律のPDFファイルは、こちらでご覧いただけます。

利用案内 著作権 免責事項 ご意見・ご質問

河合町議会 議長

河合町議会議員 西村 潔

## 河合町議員の待遇について

広い意味では報酬も待遇の中に含まれると考えるのが妥当と思われるが、ここで議論される論点として、議員報酬は議員が行う勤務（議会の内外を含める）に対する反対給付であり、サラリマンや職員さんがもらう給与のような生活給ではないことを前提に考えた方がよいかもしい。よって待遇に報酬を含めて議論しても差し支えないと考える。

待遇として検討する場合の議員報酬は以下の視点を取り入れれば待遇の中味がもう少しわかりやすくなるかもしれない。

1. 全議員の報酬を一律ではなく、働きに応じた報酬を支給する成果報酬制の導入。（本会議、委員会、公務として参加、または出席した研修、審議会、説明会など1日あたり定額支給または実費
2. 年齢により報酬の引き上げを行う。40歳以下または50歳以下は10%または20%引き上げなど
3. 男性及び女性の中で子育て中の報酬を引き上げる。一定の期間を定め、1日当たり一定額を支給する。育児休暇の代わりに、ベビーシッターの利用の場合は、実費を払う。
4. 65歳以上で一定額以上の年金（厚生年金、企業年金）を受給している者または一定額の不労所得（不動産所得、配当所得など）のある者は一定額を報酬より控除する。
5. 地方議員は兼業をベースにして報酬を決める考え方も検討する。例、サラリマンでも議員になれるように、待遇を考える。会議等は土曜日、日曜日、祝日、平日の場合は夜6時以降に行う。

以上